



横浜市水道局と災害協定及び実施細目の改定に伴う調印式を開催

～横浜市管工事協同組合～



(災害協定調印式写真) 佐々木理事長(写真左)と山隈水道局長

横浜市管工事協同組合は、横浜市水道局と「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」を平成17年に締結し、「同協定実施細目」を平成26年に締結しました。今後起きうる関東での大震災に備え、水道局と地域住民参加型の合同防災訓練を定期的に実施し、これまで培ってきた経験と実績を着実に積み上げてまいりました。そして水道局の要請に基づく昨年の熊本地震への応援派遣の経験から、さらに水道局との連携強化が必要と相互に認識し、これまでの「協定及び同実施細目」についての改善を検討し

てきた結果、協定及び実施細目を改定する運びとなりました。改定に伴う調印式を平成29年1月27日(金)に水道局長室で新聞記者へ公開のもと、厳粛に執り行いました。

いざ発災時には、市民生活に欠かせない「命の水」をお届けするために、当組合が総力を挙げて機動的に応急復旧の活動に協力していくことを最大の使命とし、この役割を確実に果たしていきます。これまでも増して、水道局と防災情報の共有化と緊密な連携を図り、様々な課題にチャレンジしつつ、今後も地元横浜に



調印の様子



調印式を終えて

根差す水道事業者として業界の変革・発展に貢献していきます。

今回の見直しに伴い応急給水活動及び応急復旧活動に関する実施細目の主な点を抜粋すると以下のとおりです。

応急給水活動については

- (1)発災時又は災害の恐れがある場合における水道局が指定する災害時給水所への参集
- (2)水道局が所有する給水タンクを使用して各地域防災拠点への運搬給水
- (3)各地域防災拠点へ、水道局が所有するキャンバス水槽の設置
- (4)緊急給水栓の開設及び応急給水
- (5)災害拠点病院及び救急告示医療機関への消火栓からの応急給水
- (6)災害用地下給水タンクの開設の補助
- (7)その他、応急給水活動に係る水道局からの要請事項

復旧活動については

- (1)給水管の復旧(第一止水栓までの修繕)
- (2)配水管の復旧(口径50ミリメートル

以下の修繕及び幹線を除く口径75ミリメートル以上の軽微な修繕)

- (3)被災地の漏水調査及びパトロール
- (4)補助止水栓等の閉止作業及び市民へのチラシの配布
- (5)資機材の運搬
- (6)給水材料等の提供
- (7)その他、復旧活動に係る水道局からの要請事項

です。前2項の活動については、水道局からの要請により実施するものとする。

また、上記の災害時給水所及び災害拠点病院、救急告示医療機関において、応急給水活動を行う組合の各支部担当者(優先順位を最低2位まで記載)を決め、毎年4月末までに水道局に対し報告をするものとする。

※出典：横浜市管工事協同組合

浜管だよりNo.474より転載。

また、災害協定全文は全管連会員専用HPに掲載しています。